

## 令和5年度万博観光インバウンド獲得事業実施業務委託仕様書

令和5年度万博観光インバウンド獲得事業実施業務の委託を受けた者（以下、受託者という）は、一般社団法人山口県観光連盟（以下、委託者という）との「委託契約書」に基づき、本仕様書に記載された業務内容を遂行するものとする。

### 1 業務名

令和5年度万博観光インバウンド獲得事業実施業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和6年2月9日（金）まで

### 3 事業目的

大阪・関西万博を契機とするインバウンド需要を取り込むため、本県の観光資源を万博テーマに沿った観光商品として磨き上げることで受入体制の構築を図るとともに、販路拡大に取り組むもの。

### 4 ターゲット

韓国、台湾、香港、中国、ASEAN（以下、対象市場という）

### 5 業務内容

#### (1) 万博テーマに沿った観光商品の整備

- 山口県の自然や文化、食を活かして、万博テーマに沿った観光商品（体験型コンテンツまたは宿泊施設）への磨き上げを25件以上行い、これを組み合わせた県内モデルコースの造成を1件以上行うこと。
- 磨き上げの対象とする体験型コンテンツまたは宿泊施設の事業者（以下、磨き上げ対象事業者という）については、委託者と協議の上、選定すること。
- 磨き上げにあたっては、以下の要件を満たすこと。
  - (ア) 万博テーマに関する実践を地域で「体験」できる商品にすること。
  - (イ) インバウンドに対応するための多言語対応等のサポートを行うこと。
  - (ウ) 業務期間内に適切な回数（ただし、少なくとも1回以上とする）で磨き上げ対象事業者及び地域の観光協会等とのワークショップを開催し、磨き上げに係るコンセプトの共有や関係者の連携を図ること。
  - (エ) 本業務により実施するモニターツアーのフィードバックを受けて、さらなる磨き上げに努めること。
  - (オ) 業務の実施体制に、専門家による助言指導等の介入を組み込むこと。
- 県内モデルコースの造成にあたっては、以下の要件を満たすこと。
  - (カ) 関西方面から周遊してくる外国人旅行者の動向を考慮し、広島県等の近隣県からの誘客につなげる造成を行うこと。

- 磨き上げた観光商品に係る観光資源について、Google マップにおいて、観光商品に関する情報を入力すること。
- 海外旅行会社等へのセールスを想定し、磨き上げた観光商品についてコンテンツタリフを作成するとともに、県内モデルコースについて視覚的に整理した図面を作成すること。

(2) モデルコースを活用したモニターツアーの実施

- 対象市場から旅行会社を本県に招請してモニターツアーを実施するとともに、モニターツアーで聴取した意見を商品の磨き上げにフィードバックすること。
- 旅行会社の招請にあたっては、以下の要件を満たすこと。
  - (ア) 山口県内の宿泊を含む旅行商品の造成に意欲があり、販売力がある旅行会社を対象市場（ASEANはタイまたはシンガポール）から市場ごとに2社以上（1社1名以上。以下、招請者という。）を選定し、招請に係る手配を行うこと。
  - (イ) 新型コロナウイルス感染症に係る対象市場及び日本の水際対策等により招請不可の市場がある場合は、招請可能な市場に振り分けることにより合計で10社以上の旅行会社を招請すること。
- モニターツアーの実施にあたっては、以下の要件を満たすこと。
  - (ウ) 遅くとも令和5年12月28日までに実施すること。
  - (エ) 関西方面からの周遊を想定した山口県内2泊3日以上以上の行程とし、本業務により造成するモデルコースに組み込まれる観光商品の中から案内すること。
  - (オ) 移動手段は山口県内の交通事業者から専用車を手配すること。
  - (カ) 招請者の宿泊は1名1室とし、1泊2食付きとすること。
  - (キ) 招請者の昼食を手配すること。
  - (ク) 宿泊先の予約等の手配を行うこと。
  - (ケ) ツアー全般に係るガイド業務を受託者において行うこと。
  - (コ) 旅行中の事故・治療・救援等の費用、あるいは第3者に対する損害が発生した場合の対策を講じること。
  - (サ) 招請者の意見をとりまとめ、分析すること。単純にツアー後のアンケートをとるだけでなく、招請者の表情を捉えるための写真の撮影、ツアー中にインタビューを実施するなどの工夫を行い、招請者の本音を聞き出すよう努めるとともに、その結果について視察先等にフィードバックを行うこと。

(3) モデルコースに係る観光商品の海外OTA掲載促進

- 磨き上げ対象事業者が海外OTA掲載に取り組むために必要な支援を行うこと。
- 上記支援にあたっては、磨き上げ対象事業者への個別対応（ノウハウ提供、翻訳、登録代行等）に加え、研修会を1回以上開催すること。
- 掲載された商品については、観光庁の「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業」におけるOTA掲載用情報入力フォーマットを作成すること。

## 6 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 観光庁の「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業」の補助内容と整合性のある取組とすること。

※上記事業において対象外経費となる経費を本業務の見積りに計上しないこと。例えば招請者の実施場所への旅費は本業務の契約金額に含めることができないため、招請者と受託者の間で調整すること。

- (2) 翻訳に係る文字数については、以下を参考にすること。

但し、文字数は増減することを考慮した上で、費用を算出すること。

磨き上げた観光商品に係るコンテンツタリフ	4800 字×5 言語
県内モデルコースを視覚的に整理した図面	800 字×5 言語
モニターツアー招請者の意見を取りまとめ、分析した資料	1200 字×5 言語
O T A 掲載用情報入力フォーマット	1000 字×5 言語

- (3) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、一般社団法人山口県観光連盟（以下、委託者という）と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (4) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 事務処理に当たっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 7 実績報告

委託業務を完了した際は、実績報告書を提出の上、委託者の検査を受検し、契約期間内に合格し、業務を完了すること。

## 8 業務の成果品

次の表に掲げる業務の成果品を提出するものとする。

No	成果品
1	実績報告書
2	磨き上げた観光商品に係るコンテンツタリフ
3	県内モデルコースを視覚的に整理した図面
4	モニターツアー招請者の意見を取りまとめ、分析した資料
5	O T A 掲載用情報入力フォーマット

※成果品については紙媒体及び電子媒体で各 1 部を提出すること。

※電子媒体については、委託者が必要に応じて活用できるファイル形式とすること。

## 9 著作権等の取扱い

- ・著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、委託者に帰属する。

- ・成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- ・第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応する。

## 10 委託料の支払い

- ・受託者は令和5年9月末を目途に委託料の50%以内を委託者に請求できるものとする。
- ・また、全業務の成果品が検査に合格したときは、委託者に委託料の支払いを請求することができる。
- ・委託者は正当な委託料の請求があったときは、支払い請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受託者に支払うものとする。

## 11 再委託の可否

- ・原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を再委託する場合について、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。その場合、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得なければならない。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

## 12 その他

- (1) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけること。
- (2) 制作物等の作成にあたっては、委託者と十分協議のうえ、作業を進めること。
- (3) 受託者は、作成した制作物等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定することとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

### (取得の制限)

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

### (派遣労働者等の利用時の措置)

第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### **(複写・複製等の禁止)**

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

#### **(再委託の禁止)**

第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならいことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

#### **(再委託に係る連帯責任)**

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

#### **(再委託先に対する管理及び監督)**

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

#### **(返還、廃棄又は消去)**

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

#### **(遵守状況に関する報告)**

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

#### **(監査等)**

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行

うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

#### **(事故発生時における報告等)**

第 14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報  
情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先  
により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに  
甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとると  
ともに再発防止の措置を講じなければならない。

- 2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状  
況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

#### **(契約の解除及び損害の賠償)**

第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場  
合には、この契約を解除することができる。

- 2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者  
が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

注 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう。